

様式第 1 号

共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

かすみがうら市長 宛

共同企業体の名称
共同企業体の代表者
の住所、名称及び
代表者名 印

共同企業体の構成員
の住所、名称及び代
表者名 印

共同企業体の構成員
の住所、名称及び代
表者名 印

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体を結成したので、かすみがうら市発注の建設工事の入札に参加したく申請いたします。

商号又は名称及び代表者氏名	許可番号	許可年月日	営業種目
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
希望する工事の名称			
希望する工事の場所			

様式第 2 号（第 6 条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） かすみがうら市発注に係る

工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）

（2） 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、
企業体」という。）と称する。

特定建設工事共同企業体（以下「当

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を

に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に設立し、建設工事の請負契約の履行後 3 箇月
を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

本店又は営業所在地の住所

名称

本店又は営業所在地の住所

名称

（代表者の名称）

第6条 当共同企業体は、

を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督
官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）
の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座により取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、脱退構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に、負担すべき金額を控除した金額を返還する。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散による処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合において、前条第2項から第5項までを準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 特定
建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成
員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

印

印

様式第 3 号（第 6 条関係）

委 任 状

年 月 日

かすみがうら市長 宛

共同企業体の名称

共同企業体の構成員
の住所、名称及び代
表者名

印

共同企業体の構成員
の住所、名称及び代
表者名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、かすみがうら市発注に係る
工事に関し、下記の権限を委任します。

受任者

共同企業体の代表者
の住所、名称及び代
表者名

印

記

委 任 事 項

- 1 見積もり及び入札に関すること。
- 2 契約に関すること。
- 3 支払金の請求及び受領に関すること。

受任者使用印鑑